

福 祉 広 報

発 行 所
社会福祉法人 大阪障害者自立支援協会
理事長 草川 大 造
〒 594-0031 大阪府和泉市伏屋町 5 丁目 10-11
電 話 (0725) 51-7913 番 (代)
F A X (0725) 51-7914 番
メールアドレス honbu@daisyokyo.or.jp
ホームページ http://www.daisyokyo.or.jp/

改正社福法 「公益活動」を定義

厚 労 省 通知で具体例も示す

厚生労働省は 1 日、改正社会福祉法 24 条第 2 項で規定された「地域における公益的な取り組み」に関する課長通知を出した。すべての社会福祉法人の責務とされた公益的な取り組みについて定義した上で、該当ケースの具体例を紹介している。

通知は、公益的な取り組みの定義について ①社会福祉を目的とした福祉サービスとして提供される ②サービスの受け手は、心身の状況や家族環境、経済的な理由により支援が必要な人である ③料金を徴収せず実施する事業か、発生する費用を下回る料金を徴収して実施する事業である——ことの 3 要件をすべて満たす必要があるとしている。

別添では、公益的な取り組みに該当するかどうか、考え方の参考を具体的に示した。

例えば、地域の高齢者や障害者と住民の交流を目的とした祭りやイベントは該当するが、法人の利用者と住民との交流活動は該当しないという。また、子育て家族に交流の場を提供する活動は該当するが、交流スペースなどを地域住民に貸し出す活動は該当しない。

また、ゴミ拾いなどの環境美化活動や防犯活動は地域の構成員として行う活動のため、該当しないという。

このほか通知は、小規模法人が単独で公益的な取り組みを実施することが困難な場合は、複数の法人で連携して行うことも可能だとした。その場合、資金を出すだけでなく、法人の役員や職員が直接サービス提供にかかわるなど事業の主体となるように求めた。

また、公益的な取り組みのうち継続的に行われるものでなければ、定款の変更は必要ないとした。所轄庁については、法人に対して特定の事業を強制するなど法人の自主性を阻害するような指導は行わないよう求めた。

(週刊福祉新聞 平成 28 年 6 月 20 日発行 第 2767 号より転載)

厚 労 省 障害者の就職 9 万人

6 年連続で過去最高

厚生労働省は 5 月 27 日、2015 年度にハローワークを通じて就職した障害者が、前年度比 6.6% 増の 9 万 191 人 (延べ人数) と、6 年連続で過去最高になったと発表した。精神障害者の採用が大きく増えた。

民間企業や官公庁に対する障害者の法定雇用率が 13 年度から引き上げられ、積極的な採用が続いている。18 年度から精神障害者も法定雇用率の算定対象となる。

主な内訳をみると、精神障害者が 11.2% 増の 3 万 8396 人、知的障害者が 6.6% 増の 1 万 9958 人で、ともに大幅増だった。

業種別では、医療・福祉や製造業の就職が多かった。

(週刊福祉新聞 平成 28 年 6 月 13 日発行 第 2766 号より転載)

大阪府ITジョブトレーニングセンター訓練生募集のお知らせ

同センターが主催する身体障がい者対象の二つの職業訓練の受講生を現在、募集中です！！

◆ パソコン実践科 (訓練期間：4か月、定員16名)

短期間でパソコンスキルと資格を手にし、就職支援も兼ね備えた短期型の職業訓練です！！

○訓練内容

Word、Excel、PowerPoint の基本を学び事務処理技能の習得と資格取得（検定試験3級）をめざします。また、面接指導等の就職支援を行うことで就職活動をサポートします。受講料は無料です。ただしテキスト代、検定受験料、訓練実施場所までの交通費、昼食代等は自己負担です。

○訓練期間 平成28年9月1日(木)～平成28年12月20日(火)

○訓練実施場所

大阪府障がい者社会参加促進センターで実施します。

所在地：大阪市天王寺区生玉前町5-33

最寄駅：地下鉄谷町・千日前線「谷町九丁目駅」南東約600m

地下鉄谷町線「四天王寺前夕陽ヶ丘駅」北東600m



◆ OAビジネス科 (訓練期間：1か年、定員20名)

1年間、時間をかけてパソコン技能を習得し就職に向けて学びたい派の職業訓練です！！

○訓練内容

事務処理技能の習得とともに、Word、Excel、Access、Internet、Email、home page、PowerPoint 等各種ソフトの実務能力の養成と資格取得を目指します。授業料は無料です。ただしテキスト代、検定受験料、昼食代等は、自己負担です。

○目指す資格等

文書デザイン、日本語ワープロ、情報処理技能(表計算)・(データベース)、プレゼンテーション作成、ホームページ作成、簿記能力検定 など

○訓練期間 平成28年10月11日(火)～平成29年9月15日(金)

○訓練実施場所

大阪府ITジョブトレーニングセンターで実施します。(大阪府ITステーション4階)

所在地：大阪市天王寺区六万体制町3-21

最寄駅：地下鉄谷町線四天王寺夕陽ヶ丘駅すぐ



◆応募資格

- (1) 身体障害者手帳を所持している(又は申請中で、訓練開始日の前日までに手帳の交付が見込まれる)方、当該手帳を所持していない方で医療機関等において身体に障がいがあると診断され、症状が固定している方
- (2) 自力で通所が可能で、自分で身の回りの基本的なことができる方
- (3) 職業訓練を受けることにより就労が見込める方
- (4) 18歳以上の方(パソコン実践科は、15歳以上の方)
- (5) 大阪府内に在住している方(OAビジネス科は他府県も可能)

◆募集期間

平成28年7月1日(金)～平成28年8月12日(金)(パソコン実践科は、8月8日(月)まで)

◆申込方法

居住地を管轄するハローワーク(公共職業安定所)にお問い合わせください。

◆詳細については、下記へお問い合わせください

大阪府ITジョブトレーニングセンター(大阪府ITステーション内4階)

〒542-0074 大阪市天王寺区六万体制町3-21 TEL06-6776-1241

平成 28 年度第 4・5 回大阪府障がい者 IT サポーター養成研修会受講者の募集

大阪府 IT ステーションでは、障がい者が IT を学べる講習会講師としての IT サポーター（パソコンボランティア）を養成する研修会を実施します。

ボランティアに興味のある方や、まったくボランティアは初めてという方、ご自身のパソコンスキルを發揮したい方、手話通訳ができる方、等々のご応募をお待ちしています。

音声ソフト PC-Talker や、iPad の説明。インストラクターの基本を学びます。

◆応募資格

- (1) 大阪府内に在住・在勤・在学等で、大阪府 IT ステーションのボランティアとして協力していただける方。（申し込み時点で 20 歳以上の方）
- (2) IT を利用して障がい者の方々が、大阪府 IT ステーションが実施する事業を利用される際に、その支援をボランティアで活動していただける方。
- (3) 障がい者の方々が IT を学ばれる際に、そのサポートができるパソコンスキルを有しておられる方。（Microsoft Word、Excel、インターネット等の操作を理解されている方。）
- (4) 応募される予定の研修会において、日程すべて参加いただける方。

◆研修会実施日程

第 4 回日程 平成 28 年 8 月 1 日（月）・2 日（火）
 9 時 30 分～ 16 時 30 分（12 時～ 13 時 休憩）
 締 切 平成 28 年 7 月 24 日（日）
 第 5 回日程 平成 28 年 8 月 25 日（木）・26 日（金）
 9 時 30 分～ 16 時 30 分（12 時～ 13 時 休憩）
 締 切 平成 28 年 8 月 17 日（水）

※各回、全日程を受講していただいた方には、「大阪府知事の修了証書」が交付されます。

※応募者が少数の場合は、開催日程を変更する場合があります。

◆研修会場（※場所が違いますのでご注意ください。）

第 4 回 ⇒ 大阪府 IT ステーション 〒543-0074 大阪市天王寺区六万休町 3-21

第 5 回 ⇒ 国際障害者交流センター ビッグ・アイ 〒590-0115 大阪府堺市南区茶山台 1-8-1

◆研修内容

IT 講習会の講師、サブ講師として活動するうえでのインストラクターの心構えを中心に学んで頂きます。

◆受講料

無 料

◆申込み方法

大阪府 IT ステーションホームページより「大阪府障がい者 IT サポーター養成研修会参加申込書」をダウンロードし、ワードファイルであれば必要事項を入力してメールで送信、PDF ファイルであれば印刷して必要事項を記入し FAX または郵送してください。

研修会日程などについては、各回の締め切り日以降にメールにてお知らせ致します。

◆申込先・問い合わせ

〒543-0074 大阪市天王寺区六万休町 3-21

大阪府 IT ステーション 就労支援室 大阪府障がい者 IT サポーター養成研修会 係

TEL：06-6776-1238 FAX：06-6776-1231

E-mail：sapoken@itsapoot.jp URL：http://www.itsapoot.jp/

就労定着の強化へ

改正発達障害者支援法が成立

自閉症の人などへの早期発見などを定めた発達障害者支援法の改正案が5月25日、参院本会議において全会一致で可決、成立した。国や都道府県が就労機会を確保するとともに、定着支援を強化する。付帯決議は6項目付いた。

10年前に策定された同法が見直されるのは、今回が初めて。障害者権利条約を批准したことなどを背景に、超党派で構成する「発達障害の支援を考える議員連盟」（尾辻秀久会長）が改正案を検討していた。

改正法は、就労と教育支援を強化することなどが柱。子どもから高齢者までどのライフステージでも切れ目のない支援を目指す。

就労支援については、自治体が都道府県に発達障害者支援地域協議会（仮称）を設置できることとし、関係機関の連携を促進する。また就労機会の確保や、職場での定着支援などを規定。事業主についても、発達障害者の特性に応じた雇用管理を求めた。

教育に関しては、学校が発達障害児の長期個別計画を作成する。福祉関係機関との情報共有や連携も推進し、いじめ対策も強化する。

このほか、発達障害者の特性に配慮した刑事捜査についても盛り込まれた。

一方、付帯決議は6項目付いた。

発達障害者やその家族に対する心のケアも含めた相談体制の構築や、学校の教職員への発達障害に関する研修の実施が盛り込まれた。

また、発達障害者の多くが障害者手帳を所持していないことから、障害者手帳について在り方を検討することや、発達障害の定義の見直しについても言及した。

(週刊福祉新聞 平成28年6月6日発行 第2765号より転載)

ケアハウス・OSAKA 歓の里
よろこびのさと

安心・ゆとり・生きがいのある暮らしのご提案

ご入居者募集中

空室 **4室**
平成28年7月現在

- 60歳以上から入居できます。
- 泉北高速「光明池駅」より徒歩10分。

▶ 介護が必要になっても、安心して生活して頂けます。

〒594-0031 和泉市伏屋町5-10-11
お申込みお問合わせ ☎ **0725-57-0791**
※ パンフレットご希望の方は送付致します。

ぜひ一度、見学にお越し下さい！



社会福祉法人 大阪障害者自立支援協会

歓の里
デイサービスセンター

1日体験無料！
(送迎・食事付)

〒594-0031 和泉市伏屋町5-10-11
TEL.0725-57-0711
FAX.0725-57-0721

ご注文承ります！

名刺・ハガキ・チラシ・機関紙
自治会報・冊子物・封筒等の作成印刷
会議・講演等のテープおこし
タオル製品の箱詰め・印刷物の発送
陶器制作・販売

(社福) 大阪障害者自立支援協会 障がい者支援施設

大阪ワークセンター

TEL **0725-57-0883**
FAX **0725-57-0884**
e-mail w-center@triton.ocn.ne.jp
http://www.osakaworkcenter.jp/
〒594-0031 和泉市伏屋町5-10-11
(光明池運転免許試験場裏)

この「福祉広報」は、共同募金配分金を受けて作成したものです。